

地域公共交通活性化法の制定

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

地域公共交通活性化・再生法スキーム概要

協議会

市町村

公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

住民

等

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

地域公共交通特定事業

軌道運送高度化事業 —LRTの整備—



道路運送高度化事業
(BRTの整備)



海上運送高度化事業
(海上運送サービスの改善)



乗継円滑化事業
(乗り継ぎの改善)



鉄道事業再構築事業
(地域鉄道の輸送の維持)



鉄道再生事業
(地域鉄道の再生)



連携計画に特定事業を定めた場合は、当該事業の実施計画を策定

国土交通大臣による
計画の認定

法律上の
特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費等について自治体助成部分の起債対象化

軌道運送高度化実施計画認定フロー

実施計画作成手続

※変更の場合も手続は同様(法8条6項)

★作成者:市町村

「軌道運送高度化事業に関する事項」を定めた「**地域公共交通総合連携計画**」を作成。

(法5条)

★作成者:軌道運送高度化事業を実施しようとする者

軌道運送高度化実施計画 作成

(聴取)

関係する市町村、公共交通事業者等、
道路管理者及び公安委員会の意見

(法8条3項)

(法8条1項)

完成

(送付)

(法8条5項)

関係する市町村、公共交通事業者等、
道路管理者及び公安委員会

実施計画認定申請手続

★申請者:軌道運送高度化事業を実施しようとする者

※変更の場合も手続は同様(法9条6項・7項)

軌道運送高度化実施計画 認定申請

(法9条1項)

○関係市町村経由で
国土交通大臣に提出

(法9条2項)

関係市町村

(省令46条3項)

※特許を要するもので
ない場合

地方運輸局長

国土交通大臣(鉄道局)

認定

軌道法第3条の特許を要するもの

○省令で定める書類、図面を添えて
申請書を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出(政令1条1項)

○申請書副本及び省令で定める
書類、図面を地方運輸局長に提出(政令1条2項)

(聴取)

(政令2条1項)

道路管理者
の意見

議会の
議決

(政令2条2項)

○地方運輸局長は省令で定める事項を記載した書類を添付(政令3条)

○運輸審議会へ付議

運輸審議会

(法9条4項)

.....▶ 軌道法の特例 軌道法第3条の特許を受けたものとみなす。(法10条1項・2項)

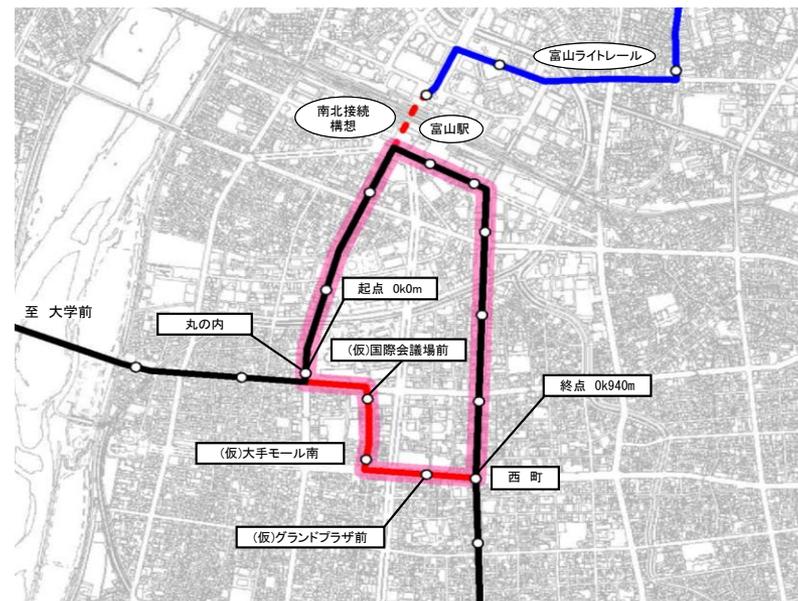
軌道運送高度化事業の活用事例～富山市内電車環状線化

軌道運送高度化実施計画の概要

申請: 平成19年11月15日
認定: 平成20年 2月28日
開業: 平成21年12月23日
建設区間: 丸の内～西の町
営業キロ: 0.94km
建設費: 2,230百万円
軌道整備事業者: 富山市
軌道運送事業者: 富山地方鉄道株式会社

◆ 軌道運送高度化事業の主な内容

(1) 軌道の延伸と環状運転化



(2) 新型車両の導入



(導入車両) セントラム

(3) 停留場のハイグレード化及び制振軌道化



◆ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五（略）

六 軌道運送高度化事業 軌道法による軌道事業（旅客の運送を行うものに限る。以下「旅客軌道事業」という。）であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保（設定された発着時刻に従つて運行することをいう。以下同じ。）、速達性の向上（目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。以下同じ。）、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

七以下（略）

（軌道運送高度化実施計画の認定）

第九条

1、2（略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その軌道運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 軌道運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 軌道運送高度化実施計画に定める事項が軌道運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 軌道運送高度化実施計画に定められた旅客軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

4 以下（略）

◆ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（抄）

（法第二条第六号の国土交通省令で定める措置）

第二条 法第二条第六号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のすべてを講ずるものとする。

一 より優れた加速及び減速の性能を有し、振動を抑える効果が高く、かつ、低床化されている等旅客が円滑に乗降できる構造の車両を用いること。

二 旅客の乗降を円滑にするための措置（前号に該当するものを除く。）及び車両の良好な走行環境を確保するための措置を講ずること。

2 前項の規定にかかわらず、既設の軌道の路線において軌道運送高度化事業を実施しようとする場合の法第二条第六号の国土交通省令で定める措置は、前項各号に掲げる措置のいずれかを講ずるものとする。

第三条 法第二条第六号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上及び快適性の確保とする。

【参考】

◆ 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（抄）

地域公共交通の活性化及び再生の目的

- (1) 住民、来訪者の移動手段の確保
- (2) 安全・安心で質の高い運送サービスの提供
 - ① 安全・安心な運送サービスの提供
 - ② シームレスな運送サービスの提供
 - ③ 定時性の確保、速達性の向上
 - ④ 乗りたくなるサービスの提供
- (3) その他
 - ① まちづくりとの連携
 - ② 観光振興等との連携
 - ③ 地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応

◆ 軌道事業の特許 審査基準（抄）

1. その事業の開始が交通体系全体の観点から、輸送需要に対し適切なものであること。
2. その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。
3. その起業目論見書等が経営上及び輸送の安全上適切なものであること。
4. その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
5. その事業の路線において軌道経営を行うことが道路管理上及び他の諸計画との関連において適切であること。
6. その他事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。

主な軌道事業者一覧

(平成25年2月1日現在)

区分	事業者
路面電車	札幌市、函館市、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール、東京急行電鉄、東京都、豊橋鉄道、福井鉄道、阪堺電気軌道、岡山電気軌道、広島電鉄、伊予鉄道、土佐電気鉄道、長崎電気軌道、熊本市、鹿児島市
モノレール	千葉都市モノレール、多摩都市モノレール、大阪高速鉄道、北九州高速鉄道、沖縄都市モノレール
新交通	横浜新都市交通、ゆりかもめ、名古屋ガイドウェイバス、愛知高速交通、神戸新交通、広島高速交通

札幌市軌道運送高度化計画路線図

